

調 査 報 告 書

令和8年5月13日
米子工業高等専門学校

目次

第1 事案の概要	・・・	2
第2 調査と分析	・・・	2
第3 重大事態の認定と対応	・・・	3
第4 いじめの防止等に向けた取組	・・・	5

第1 事案の概要

令和7年5月中旬に、総合工学科 Xさんは自分以外のクラスの学生複数名（以下「学生集団」という。）で構成されるLINEグループが存在すること、その中で体育祭後に自分を除く学生集団での打ち上げが計画されていることを知って、非常に強い精神的苦痛を感じた、と学生相談室に相談があった。翌日以降、Xさんは登校が不安定な状況となった。

この事案を受けて、米子高専いじめ対策委員会を開催し、本事案をいじめ兆候事案と認知した。その後、Xさんから申し出のあった学生集団に聞き取りを行った。

Xさん及び学生集団からの聞き取りの結果、令和6年11月にクラス内有志で行われた食事会の際に連絡用に作られた、Xさんと学生A（当時のクラスメイト）がメンバーに入っていない学生集団のLINEグループが存在していた。当該グループLINEは当初の目的を果たした後も時々運用されていた。今回の体育祭後の打ち上げの連絡用にも使われていた。

第2 調査と分析

1 調査の体制

米子高専は米子工業高等専門学校運営に関する規則第41条第2項の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、米子工業高等専門学校いじめ防止等基本計画を定めるとともに、いじめの防止及び事案対処等を実施する中核組織として、いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置している。

対策委員会の委員は、以下のとおりである。

- (1) 校長【委員長】
- (2) 校長補佐（学生）
- (3) 校長補佐（教務）
- (4) 校長補佐（寮務）
- (5) 学生相談室長
- (6) 学生課長
- (7) 学生主事補 1人
- (8) スクールソーシャルワーカー
- (9) その他校長が必要と認めた者

令和7年5月中旬に対策委員会を開催し、本事案をいじめ兆候事案として捉えることとし、翌日に学生集団に対して教職員複数名で事実確認を行うことを決定した。

2 調査方法

学生主事補等教職員複数名による、学生集団に対する聞き取り調査

3 調査期間

令和7年5月中旬（2日間）

4 調査結果

調査担当の調査結果について対策委員会にて共有・確認し、以下の認定した事実をもって、本事案は「いじめ行為」と認定した。

・ 認定した事実

「当初開設時の目的を果たした後も、行為を受けた学生がメンバーでない状態で、学生集団がグループラインを運用した」行為によって、「行為を受けた学生は非常に強い精神的苦痛を感じた」こと。

第3 重大事態の認定と対応

1 重大事態の認定

【概要】

令和7年5月中旬に発生したいじめ行為により、Xさんが登校できない状態が続いていることから、令和7年7月中旬に対策委員会を開催し、米子高専いじめ防止に向けての指導について（令和2年7月8日制定）I - 6 . 重大事態への対処（1）に該当すると判断し、当該事案を重大事態と認定した。

（参考）

米子高専いじめ防止に向けての指導について（令和2年7月8日制定）

I - 6 . 重大事態への対処

（1）いじめにより本校学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、並びにいじめにより本校学生が30日以上为学校欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるとき、当該事態を重大事態として対処する。

2 総合対策本部の設置

重大事態の認定を受け、米子工業高等専門学校リスク管理規則第11条に基づき、米子高専に総合対策本部（以下、「対策本部会議」という）を設置することとした。

委員は、以下のとおりである。

- (1) 校長【本部長】
- (2) 副校長
- (3) 教務主事
- (4) 学生主事
- (5) 寮務主事
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学生課長
- (8) スクールソーシャルワーカー
- (9) その他校長が必要と認めた者（学生相談室長及び、いじめを行った学生及びいじめを受けた学生の担任）

令和7年7月下旬、令和7年9月中旬及び下旬に対策本部会議を開催し、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに学生の状況に応じた教育の確保のための必要な措置を講じるための対応等について協議を行った。

なお、第1回対策本部会議の際、独立行政法人国立高等専門学校機構 いじめ防止等対策ポリシー（以下「ポリシー」という。）における以下の点について確認した。

- ・第16の5による重大事態調査については、いじめを受けた学生の保護者に説明のうえ第三者を加えなくて良い旨了承を得ている。
- ・第16の8については、いじめを受けた学生の保護者に説明のうえ、対策委員会の事実確認の結果を重大事態調査の全部として扱って良い旨了承を得ている。
- ・第16の11については、今後、機構本部に相談のうえ対応することとする。

以後、学校は教育的配慮を継続し、Xさん本人の努力や保護者の支えもあり、卒業要件を満たす単位を修得することができた。

3 機構への報告と連携

米子高専は、機構に対し、本事案を重大事態と判断した旨を報告し、以降、いじめを受けた学生への支援及び再発防止策の策定について、密接な連

携を行っている。

第4 いじめの防止等に向けた取組

現在、米子高専で実施しているいじめ防止等に向けた取組は以下のとおりである。

- ・「米子工業高等専門学校いじめ防止に向けての指導について」を策定し、ホームページ等で学内外へ向けて周知
- ・年2回いじめ防止週間を設け、全学生を対象にいじめハラスメントアンケート、いじめ防止研修を実施
- ・全学生を対象に担任による学生面談を実施
- ・全教職員を対象にいじめ防止研修を実施

これらに加えて、入学式後に行うオリエンテーションにおいても、いじめの定義や防止に関する説明を実施する。

今後とも、学校全体でいじめの防止に向けた取組を続けるとともに、早期発見・早期対応による適切な対応に全教職員一丸となって取り組む所存である。